



協会レビュー

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目二番一八号 ハイツニュー平河3F
Phone 03-3261-6058 Fax 03-3261-5082 E-mail info@toshicon.or.jp
Website <http://www.toshicon.or.jp/> 【発行】社団法人都市計画コンサルタント協会

第10号

特集「東日本大震災からの復興に向けた取り組み状況」

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、はや1年8ヶ月が経過しました。

市街地復興の分野については、昨年度は主に国の直轄で各種の調査が行われ、今年度からは主体が被災した自治体に移り、各地で事業化に向けた計画策定や合意形成等が進められています。

ここでは、昨年度の国土交通省調査の概要と、現在の被災地の取組状況についてご紹介します。

1. 津波被災市街地復興手法検討調査

国土交通省は、昨年の平成23年6月に、被災した自治体の復興に向けた取り組みを支援するため、「津波被災市街地復興手法検討調査」を開始しました。

この調査は、太平洋岸の浸水被害を受けたすべての地域を対象に被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方公共団体に提供するとともに、被災都市の特性や地元の意向等に応じた復興のパターンを分析し、これに対応する復興手法等を検討して、技術的助言等を提示することを目的としたものです。

具体的には、以下の5つの調査が行われました。

- ①被災現況等の調査・分析
- ②市街地復興パターン調査
- ③被災市街地の復興に向けた共通の政策課題への対応方策等の検討
- ④復興手法等の検討調査
- ⑤調査全体のとりまとめ

今号の内容

- ▶ 「東日本大震災から復興に向けた取り組み状況」 1
- ▶ 震災復興に祈りを込めて ～とあるコンサルタントのひと夏～ 3
- ▶ イチ押し!まちづくり 福岡県太宰府市の景観と歴史のまちづくり... 4
- ▶ 会員企業紹介「株式会社マヌ都市建築研究所」 6
- ▶ 協会からのお知らせ 6

3ページに載せた手記は、②の市街地復興パターン調査に実際に関わったコンサルタントが、その経験をつづったものです。

なお、これらの調査の結果は、国土交通省のホームページで公表されています。

<http://www.mlit.go.jp/report/fukkou-index.html>

2. 自治体の復興計画の策定状況

復興庁によれば、今年の8月末時点で、市街地復興パターン調査を実施した43市町村のうち42市町村が復興計画を策定済みです。

ー 編集委員会の不手際により、掲載が非常に遅れましたが、昨年新任された只越理事からいただきました、ご挨拶の文章を掲載します。掲載が遅れたことを深くお詫びいたします。 ー

平成23年度より当協会の理事に就任されました只腰理事よりご挨拶

23年度の総会におきまして、理事に選任されました只腰です。

現在、東京都の外郭団体におりまして、多摩地域を中心に、市町施行の区画整理事業を受託するなど街づくりのお手伝いをしております。3年前までは、東京都の都市整備局長として、東京のまちづくり全般を担当しておりました。これまで、発注者側としてコンサルタントの皆様とお付き合いをさせて頂いた場面が多かったと思います。

最近、行政改革の名のもと、「公」の分野を縮減し「私」に委ねようとする動きが強まっています。社会の趨勢のなかでや

むを得ないとすれば、これまで以上に「私」の担うべき力量を向上させなければなりません。都市計画の分野でいえば、とくに上流側の構想、計画部分で、民間が担える力をより蓄える必要があります。その意味で都市計画コンサルタントの皆さんの負う責任は大きなものがあります。技術力を向上させ十分な説明責任を果たすとともに、コンプライアンスの順守にも一層意を配らねばならないと思います。

外部の目線で、協会の発展に少しでも貢献できればと存じます。どうかよろしくご挨拶申し上げます。

首都高速道路(株) 取締役常務執行役員 只腰 憲久

3. 復興整備計画の作成状況

平成23年12月26日に、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な実現を図るための復興特別区域制度について定める東日本大震災復興特別区域法が施行されました。

復興特別区域制度は、震災により一定の被害を生じた222市町村の区域において、地方公共団体が、各種の特例措置を活用するために、①復興推進計画、②復興整備計画、または③復興交付金事業計画の計画策定を行うものです。

このうち②の復興整備計画は、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例を受けるため、市町村が単独又は県と共同して復興に必要な各種の事業を記載した計画を作成し、それを公表することで、事業実施に必要な許可の緩和や許可手続きのワンストップ処理、新しい事業制度の適用が可能になります。

平成24年11月2日現在で、25の市町村が復興整備計画を作成・公表しています。

4. 東日本大震災復興交付金による事業

東日本大震災復興交付金は、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させることを目的として創設されたもので、基幹事業として5省40事業のハード事業を対象としているほか、基幹事業に関連したハード・ソフト事業の効果促進事業が、基幹事業費の35%を上限として認められています。

これまでに3回、市町村の復興交付金事業計画に対して、国から交付可能額の通知がなされています。

復興交付金による防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業で、早期に事業着手するものは表に示す通りです。

復興交付金による防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業で早期に事業着手が見込まれるもの

事業名	早期に事業着手が見込まれるもの	
防災集団移転促進事業	第1回分	24年度第1四半期までに事業着手：12市町村、54地区、約5,200戸、約437億円
	第2回分	24年度第2四半期までに事業着手：15市町村、92地区、約11,000戸、約1,255億円
	第3回分	24年度第3四半期までに事業着手：12市町村、77地区、約6,400戸、約592億円
災害公営住宅整備事業	第1回分	24年度までに着工、25年度完成予定：5,500戸
	第2回分	24年度に事業着手、25年度完成予定：約2,000戸
	第2回分	24年度に事業着手、25年度完成予定：約700戸

※資料：復興庁公表資料

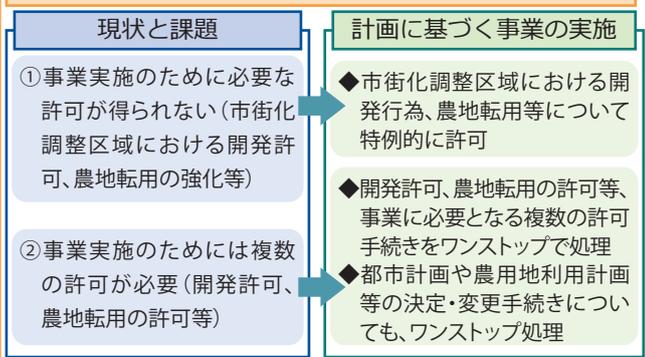


岩沼市の復興整備事業総括図

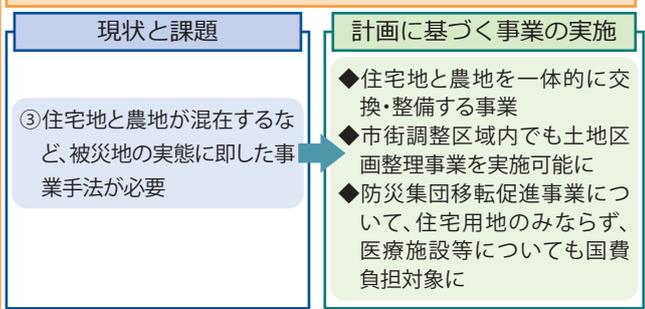
土地利用再編の特例

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続きのワンストップ処理



新しいタイプの事業制度の創設



土地利用再編のイメージ





● 震災復興に祈りを込めて

～ とあるコンサルタントのひと夏 ～



東日本大震災以降、復興支援のため、多くの人々が活動されてきましたが、都市計画コンサルタントの我々も、県や市町村の機能回復・復旧作業の混沌の中で、復興にむけた道筋を探る毎が始まりました。

平成23年6月からは、国交省からの被災現況調査業務、市街地復興パターン概略検討業務などの発注を皮切りにして全国から技術者が結集し、各市町村での検討・協議・調整が本格化しました。秋口からは、そうした調査の途中段階の成果も活かしながら、震災復興計画の決定に至る市町村も増えてきています。

そんななかで、計画の中身やその策定プロセスも大事ですが、とある市の震災復興計画の策定に携わった、とあるコンサルタントのひと夏を少しばかりご紹介いたします。震災復興に携わる技術者の“平均像”というわけではありませんし、ごく一面的・断片的ですが、我々都市計画コンサルタントがどんな生活をしながら震災復興に取り組んでいるか、知っていただければありがたいと思います。

◇ 満を持して仙台支社へ。

～ 猛スピードの超特急列車になかなか乗り込めない～

5月までの間は、情報収集と勉強、被災地の視察の傍ら、例年になく年度初めから手持ち業務が多い状況のなか、東北常駐を可能にするための環境づくりをする毎日。6月の国交省業務受注を契機に、東京・大阪から仙台支社に常駐する技術者の一員として仙台入り。担当する市では、すでに復興の会議が立ち上がっており、超特急列車のような猛スピードで議論が飛び交うなか、ようやくチームの一員になれたと思えたのは2週間が過ぎたころ。

◇ なかなか物事が決まらない。

～ あせりを抱えながら、仙台と東京を往復～

常駐とはいえ手持ち業務は抱えたまま。月・火は東京で発注者と打合せ、バックアップメンバーとの工程会議。その日の夜に仙台に戻って、月曜の朝、新幹線に乗るまでは仙台という往復生活。

毎日のように、時には一日に2度、3度市役所に行って、議論はすれど、物事が決まらず、決まっても振り出しに戻る毎日。国の支援内容が見えず、市担当が英断するには責任が過大。被災された方々の意見も真っ二つ。震災復興計画の9月議決の目標が迫って焦りは募るばかり。

◇ 社員寮のようなビジネスホテル。

～ かなりの確率で体重増加。優しくなった家族～

転勤ではないので、毎日のねぐらは市内のビジネスホテル。フロントの“お帰りなさいませ”が妙に心に染みる。朝食時には、同僚がちらほら。まるで社員寮のようないつもの光景。ホテルと支社の片道は徒歩5～10分で夕食は弁当か牛丼屋の定食。支社と市役所の往復も車で移動。偏食と運動不足で、常駐メンバーは高確率でひと回り膨張。それでも、たまに帰宅すれば、さすがに家族も優しい。

◇ 猛暑のなか、ようやく震災復興への提言まとまる。

～ いよいよ復興計画の策定へ～

復興のための施策・プロジェクト立案のための庁内調整、毎週のようにお付き合いいただいた学識の先生方とのワーキング、復興の会議、市民会議、仮設住宅での懇談会などなど。白・黒つけられない微妙な問題を絶妙のバランスでクリアしていく。猛暑のなか、社用車のエアコンだけが憩いの空間。会長先生が体調を崩されないよう、扇風機に氷嚢をぶら下げたの会議。これまでの環境がいかにも恵まれていたか思い知らされた毎日を経て、復興計画の原型となる提言書が完成。まだまだこれからが本番、とはいえ、ようやくたどり着いたスタートラインに感慨無量。

◇ 後ろ髪をひかれる想いで一時帰京。

～ つぎの出番を探る毎日。充電のはずが放電～

そうこうしているうちに、東京本社のバックアップメンバーも火の車。グループ内の都市計画系技術者7名のうち東北常駐4名のバックアップによる疲労蓄積で限界。

これから、というときに帰京する無念を抱え、常駐仲間のがんばる姿に後ろ髪をひかれながら、一時帰京。約3ヶ月震災復興業務どっぷりの頭から、何本もの業務を切り盛りするマルチタスク処理ができるようになるまで1週間。相変わらず、グループ内の都市計画系技術者が手薄のまま、東京でも充電するどころか放電しつ放し。

◇ これからが本番。復興を見届けるまで。

秋になって、国の支援内容が徐々に明らかになり、国交省から順次、市街地復興パターン詳細検討が発注されるなど、復興のための検討はもう一段先へ。東京本社の都市計画系グループを支えつつ、震災復興業務と両立するのはかなり難しい状況。その中でも、継続的に人材を震災復興業務に送り続け、都市計画コンサルタントとして貢献しなければ……。まだまだ、これから。本当の復興を見届けられる日まで。

(編集部員M)

イチ押し!まちづくり 福岡県太宰府市の景観と歴史のまちづくり

～太宰府市民遺産の育成による市民主体のまちづくり～がイチ押し!

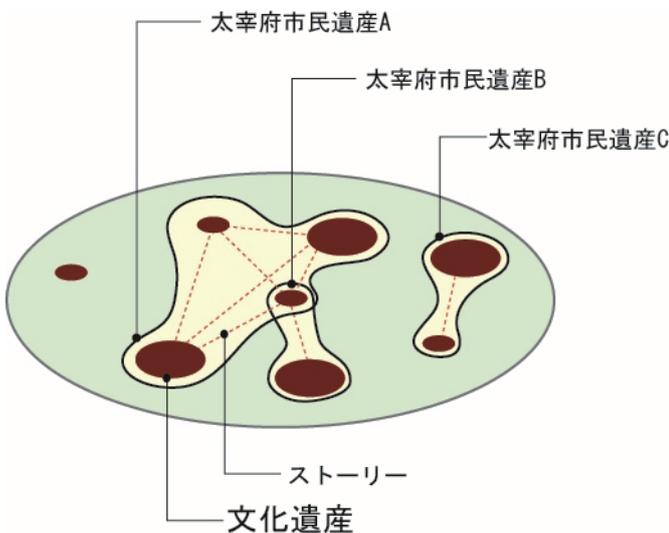
1.はじめに

福岡市の南東約16kmに位置する太宰府市は、九州自動車道、国道3号、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線が縦貫する交通の要衝であり、その利便性から昭和40年代以降、福岡市のベッドタウンとして発展した。一方で、市域の約15%が約1300年前に設置された外交・防衛の中心「大宰府」に関連する遺跡として国の特別史跡及び史跡に指定されているほか、学問の神様として全国に名を馳せる太宰府天満宮が所在するなど歴史文化の所産が数多く残っている。また、平成17年には九州国立博物館がオープンし、年間700万人が訪れる観光都市となっている。

このように太宰府市では、市街地開発による発展と史跡を始めとする文化財保護の折り合いが常に行政的な課題となっているが、平成17年に策定した「太宰府市文化財保存活用計画」の中で「太宰府市民遺産」という枠組みを創設し、文化遺産を市民が大切にすることからはじまるまちづくりを指向するようになった。

2.太宰府市民遺産とは

太宰府市民遺産は「物語」「文化遺産」「育成プラン」の3つを合わせたものと定義されている。史跡や重要文化財だけではなく身近に存在する祠や石碑、また生活に根付く祭事や慣習などを「文化遺産」として幅広く捉え、市民活動の中でそれら文化遺産を大切に「育成」することで、文化遺産が紡ぐ「物語」が将来にわたって守り伝えられることが、文化財の保護にとどまらず、景観や都市計画などのまちづくりに繋がっていくという考え方である。

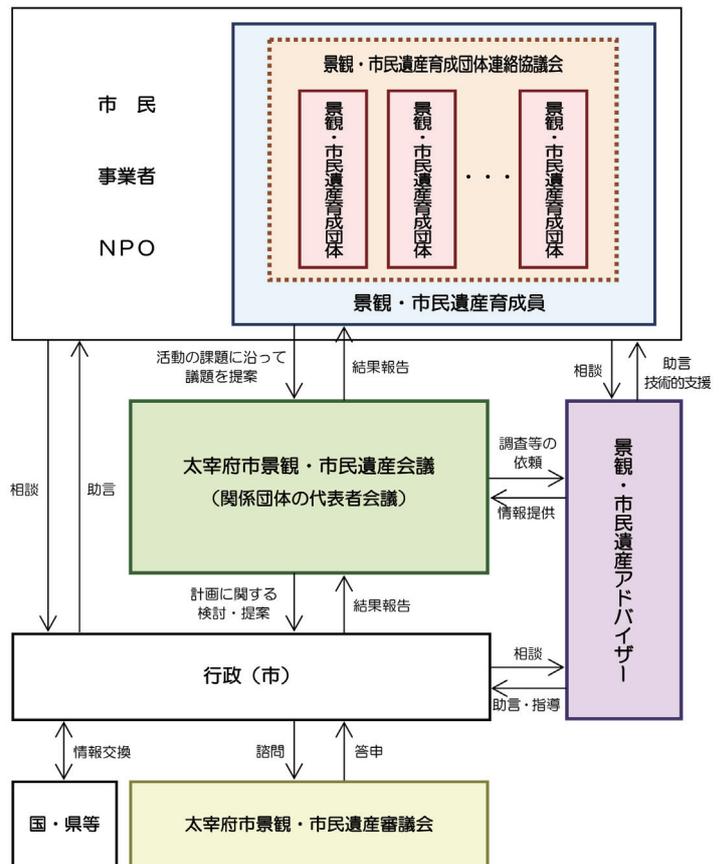


太宰府市民遺産の概念図
(太宰府市文化財保存活用計画より)

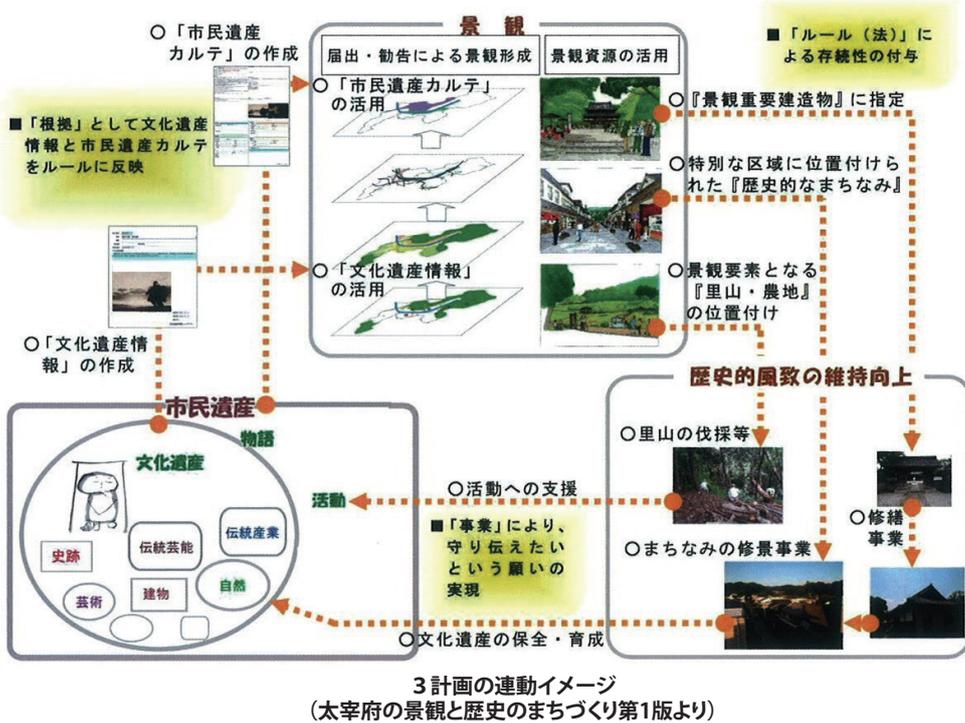
このような考え方は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年施行、以下「歴史まちづくり法」)の歴史的風致や文化庁が策定を推進している「歴史文化基本構想」における関連文化財群といった国の施策を先取りする概念であったともいえる。

3.景観・歴史まちづくりの展開

平成20年に歴史文化基本構想の策定推進に取り組む文化庁が実施した「文化財総合的把握モデル事業」(以下、モデル事業)において全国20地域の一つに選定された太宰府市は、モデル事業を活用し太宰府市民遺産の実体化を図った。モデル事業では市域内の文化財(太宰府市で言うところの文化遺産)を悉皆調査することになっていたが、太宰府市ではこの悉皆調査にあたり市民ボランティアを公募し、約70名の方が3年に渡って活動した結果、約900件の文化遺産に関する情報が把握された。この成果を踏まえ、歴史文化基本構想にあたる「太宰府市民遺産活用推進計画」を平成22年に策定した。この中では、太宰府市民遺産を市民が提案し、市民がそれを評価・認定し、市民が育成する一連の体制整備が図られ、名実ともに太宰府市民遺産の取り組みがスタートした。



景観・歴史まちづくりの推進体制
(太宰府市民遺産活用推進計画より)



一方、同じく平成22年に総合的な景観施策として「太宰府市景観まちづくり計画」を策定し、この中で景観まちづくりを「市民、事業者及び行政の協働により、豊かな自然と数多くの文化遺産を生かしながら、古都の風情と都市の生活が調和した美しい景観を守り、創り、生かし、育てていくこと」と定義した。また景観法に基づく「太宰府市景観計画」においては、文化遺産を景観資源と捉え、建築行為等を行う際には、文化遺産の情報を確認することとしている。また景観計画上の重点区域である「景観育成地区」については、原則、認定された太宰府市民遺産と連動して指定することになっており、文化遺産の保護や太宰府市民遺産の育成が景観まちづくりへと発展する仕組みとなっている。

また、それを具体的まちづくり事業へと展開するために、歴史まちづくり法による「太宰府市歴史的風致維持向上計画」を策定し平成22年に国からの認定を受けた。当計画の重点区域は景観育成地区の指定と大部分が重複し、また歴史的風致形成建造物と景観重要建造物の指定を連動させるといった計画間の連携を図っている。

こうして、太宰府市民遺産を根拠とした景観・歴史まちづくりが本格的に動き出した。

4. 太宰府市民遺産によるまちづくりの推進

平成22年10月に、景観法の委任部分と自主条例部分を含む「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」が施行された(景観計画による届出等は平成23年4月より施行)。平成23年1月30日に第1回の太宰府市景観・市民遺産会議が開催され、4件の太宰府市民遺産が提案され、そのすべてが認定された。また平成23年11月には2回目の景観・市民遺産会議が開催され、新たに2件の太宰府市民遺産が認定された。太宰府市

民遺産の一つ「太宰府の木うそ」は、鷺を木でかたどった伝統民芸品が文化遺産であり、景観・市民遺産育成団体である太宰府木うそ保存会が木うその歴史を伝え、製作技術を守るための後継者育成を行い、原木を安定的に調達する活動などの育成プランを展開することで、400年近い歴史がある正月7日に太宰府天満宮で行われる鷺替神事という物語を継承している。こうした太宰府市民遺産の育成活動がコミュニティ再生やいきがいづくりなどに寄与し、文化遺産周辺の清掃など日常的な活動の積み重ねが結果として景観形成に貢献するといったまちづくりへ波及的に展開している。モデル

事業で市民ボランティアとして活動した方々の多くが、今でも継続的な調査・育成活動に携わるなど、太宰府市民遺産の取り組みは確実な広がりを見せており、その取り組みが持続的なまちづくりに発展していくことがより一層期待される。

(紹介者：株式会社都市環境研究所 岩本陽介)

太宰府市民遺産の認定状況(平成23年11月末現在)

太宰府市民遺産名称	景観・市民遺産育成団体
第1号 太宰府の木うそ	太宰府木うそ保存会
第2号 八朔の千燈明	五條風の会
第3号 かつてあった道『四王寺山の太宰府町道』	四王寺山勉強会
第4号 芸術家 富永朝堂	NPO法人歩かんね太宰府
第5号 万葉集つくし歌壇	大宰府万葉会
第6号 太宰府における時の記念日の行事	辰山会



第2回太宰府市景観・市民遺産会議の様子

会員企業紹介 株式会社マヌ都市建築研究所

「マヌ(サンスクリット語で人間という意味)」の名称通り、人間味のある都市や建築を創り出すことを目指している専門家集団です。建築の設計から都市計画まで、扱うスケールと内容が多岐に渡り、その幅の広さに特徴があります。

今日のように社会が複雑化し、技術が専門化した状況にあつては、他の分野の専門家との協働、行政や民間企業、NPO等との協働、使い手と作り手の協働、歴史的資源の保存活用や周辺環境との共生等、様々な角度からのコラボレーション(協働作業)による創造的で総合的な取り組みが必要とされます。当研究所においては、こうしたコラボレーションによる建築・まちづくりを重視し、ルーチンワークではできない質の高いコンサルティングをめざし、各種業務を行ってまいりました。これまでの蓄積やスタッフの力、ネットワークを活かし、新しい時代の建築・まちづくりに役立つことを使命と考えております。

現在は、東日本大震災の津波被災地域において、地域住民による主体的な復興まちづくり活動への支援にも積極的に取り組んでいます。

会社概要

名称 : 株式会社マヌ都市建築研究所
代表者 : 高野 公男
創業 : 昭和39年4月1日
設立 : 昭和58年7月1日
資本金 : 1,500万円
所員 : 技術職12名(技術士2名、一級建築士2名)、事務職1名 計13名
本社 : 東京都文京区本郷一丁目30番17号
電話 03-3816-4037、FAX 03-3816-4047
URL : <http://www.manu.co.jp>

業務内容

●各種マスタープランの策定、まちの再生

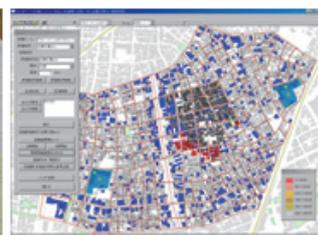
将来構想から当面の行動計画まで、それぞれの段階や場に応じた手法で、住民意向を反映した計画づくりに取り組んでいます。

●だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり

「住まい」「防災」「防犯」「福祉」を軸に、地域の暮らしに根ざした総合的かつ具体的な視点から、まちづくりの整備・事業計画づくりや住民活動支援等に取り組んでいます。



住民WSによる集落復興構想の検討



シミュレーションによる防災評価

●歴史・文化を活かしたまちづくり

地域の歴史文化の調査・解説、住民活動支援、計画づくり、歴史的建造物の保存活用・修復など、幅広い視点とノウハウで、歴史文化を活かした個性あるまちづくりに取り組んでいます。

●コラボレーションでつくる建築

都市と建築、歴史と建築、住まい手と作り手の3つのコラボレーションを重視し、様々な専門分野を創造的に統合した建物づくりに取り組んでいます。



文化財建造物を活用したコンサート



幕張ベイタウン/パティオス14番街

協会からのお知らせ

◆第167回 都市懇サロン開催のお知らせ

日時 : 平成24年12月11日(火)18:00~20:00
テーマ : 『商店街を地域の拠点に ~感動をデザインするまちづくりとは~』
講師 : まちとひと 感動のデザイン研究所
代表 藤田とし子

編集責任者

須永 和久((株)計画技術研究所)

編集委員

五十嵐 淳((株)アルメック)、藤野 康((株)都市環境研究所)、松本 雅俊(パシフィックコンサルタンツ(株))、柴田 尚子((株)市浦ハウジング&プランニング)

●「協会レビュー」で、取り上げてほしいテーマ・情報などありましたら、どしどし編集部へお寄せ下さい。→ info@toshicon.or.jp